

2013年9月10日

リサイクル料金の透明化について

一般社団法人 日本電機工業会

■ 複数の委員の方から「リサイクル料金の透明化」についてのご意見（あるいはご質問）がございましたので回答させていただきます。

- (1) 前回の法見直し後から毎年全ての製造業者等を対象とした再商品化収支に関する家電リサイクル法に基づく報告徴収が実施されており、指定された項目の費用につきまして、経済産業大臣、環境大臣へ報告しております。

2011年度分は、第22回合同会合で公開されましたし、2012年度分は今後の合同会合で公開されるものと思います。

- (2) 第22回合同会合（平成25年7月4日）にて主務省より配布されました資料『家電リサイクルに係る費用・収入の試算について』では、リサイクル費用の内訳が細かく調査されていますので、そちらを再度ご覧いただきたいと思います。

- (3) また、第18回合同会合（平成21年12月7日）にてメーカーより説明させていただきました資料（資料7-2）を再度配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

特にご質問の多い、リサイクルプラントの収支構造についてですが、リサイクルプラントの収入源は、『メーカーからの処理受託収入』と『処理によって得られた有価物売却収入』の合計となります。

『メーカーからの処理受託収入』は年1回、翌年度分を資源毎の相場変動や委託処理台数等を考慮して交渉しています。

『処理によって得られた有価物売却収入』は資源相場によって日々変動し、年間でのリサイクルプラントの収支がプラスとなるか、マイナスとなるかはリサイクルプラントの責任であります。

資源相場の推移を表すグラフも記載していますが、特徴ある事例としまして、2008年前半までのように中国特需があり急速な資源価格の上昇があった場合、プラントでは高い収益が上がりますが、2008年9月のリーマンショックにより資源価格が暴落した場合は、その反対となります。

そして、そのような変動リスクは1年間の受託費契約におけるプラント責任であるという構造をご理解いただきたいと思います。

以上

資料7(参考)
(一般社団法人 日本電機工業会 配付資料)

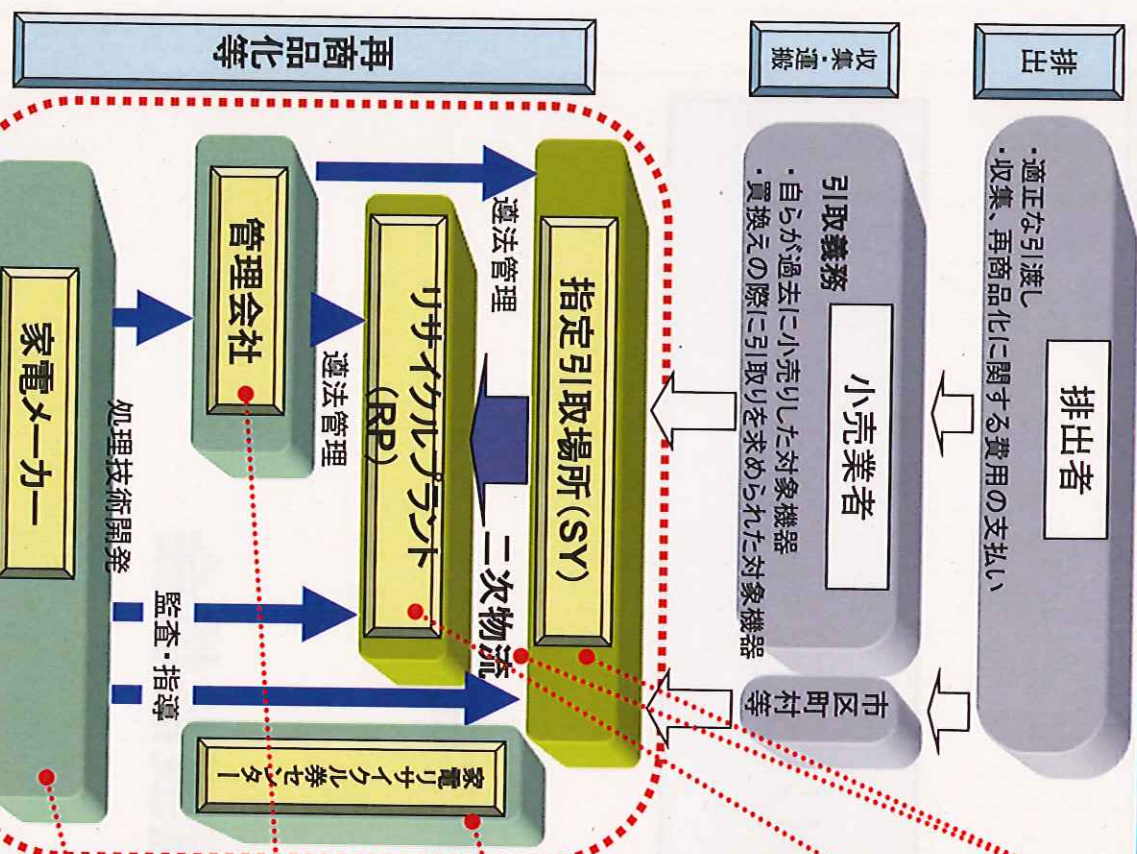
メーカーのリサイクル収支について

2009年12月7日

財団法人 家電製品協会

図1

家電リサイクル法におけるスキームとメーカーの役割概要



業務内容は、主要なものを記入

- 指定引取場所・二次物流 (379箇所)**
- * 受入、荷下ろし
 - * 庫内異物確認、除去
 - * 品目別仕分け
 - * コンテナ管理
 - * 家電リサイクル券との照合(台数、品目、メーカー)
 - * 家電リサイクル券システムへの入力・送信
 - * 使用済み家電品の保管、管理
 - * 車両手配
 - * 指定引取場所からRPへの運送

- リサイクルプラント(48施設)**
- * 受入、荷下ろし、保管
 - * RPへの入力・送信
 - * 品目に応じた適正な処理
 - * 有用素材の回収
 - * 手解体による素材回収(プラスチック等)
 - * 破砕、自動選別による素材回収(鉄、非鉄等)
 - * プラウン管ガラスの高温処理(破砕・洗浄・原材料化)
 - * 環境影響物質の適正処理
 - * CRT基板の解体、適正排出
 - * 冷蔵、断熱材の回収、出荷、破壊
 - * シュレッター・タスター、廃棄物の非出制減、適正処理(環境教育の場を提供)
 - * 地域社会への貢献(環境保全他)、見学者の受入
 - * 受入実績、処理実績の入力・報告

- 家電リサイクル券センター**
- * 家電リサイクル券システムの運用と引取情報の管理(情報システム管理、加盟店管理:約73,500店)
 - * リサイクル料金の回収、メーカーへの支払い
 - * HPによる情報公開、年次報告書の作成
 - * リサイクル券システムに関する各種問合せ対応(排出者からの引取確認対応)
 - * 「家電リサイクル券取扱優良店制度」等による適正排出の啓蒙、推進

- 管理会社(Aグループ1社、Bグループ1社)**
- * メーカーを代行しての委託先管理(指定引取場所、二次物流、リサイクルプラント)
 - ① 委託先業務・違法管理: 手順書の作成、監査、指導
 - ② 実績管理
 - ③ 費用管理
 - ④ 契約、認定、官公庁への申請書類作成
 - ⑤ メーカーへの報告

- メーカー**
- * メーカー責任に基づく業務
 - ① リサイクルシステムの企画・運営(国、自治体、流通との連携および情報交換、法規制への対応、業界活動展開)
 - ② リサイクルシステム適正運営業務(リサイクルプラントへの監査・指導)
 - ③ リサイクル処理技術開発(廃棄物削減、再商品化率向上)
 - ④ 回収・回収向上技術開発、品目に応じたリサイクル処理技術開発(コロム回収向上技術開発、プラスチック回収・高品位化等)
 - ⑤ 新規商品のリサイクル処理技術開発(ドラム式洗濯機、シンクローペントン洗滌機等)
 - ⑥ 使用済み家電品回収促進、適正処理啓発活動の展開



受入、荷下ろし



家電リサイクル券との照合



家電リサイクル券システムへの入力・送信



指定引取場所からRPへの運送



テレビプラウン管ガラスの回収



冷蔵庫冷蔵フロンの回収



洗濯機手解体



エアコン冷蔵フロンの回収



メーカーのリサイクル収支概要

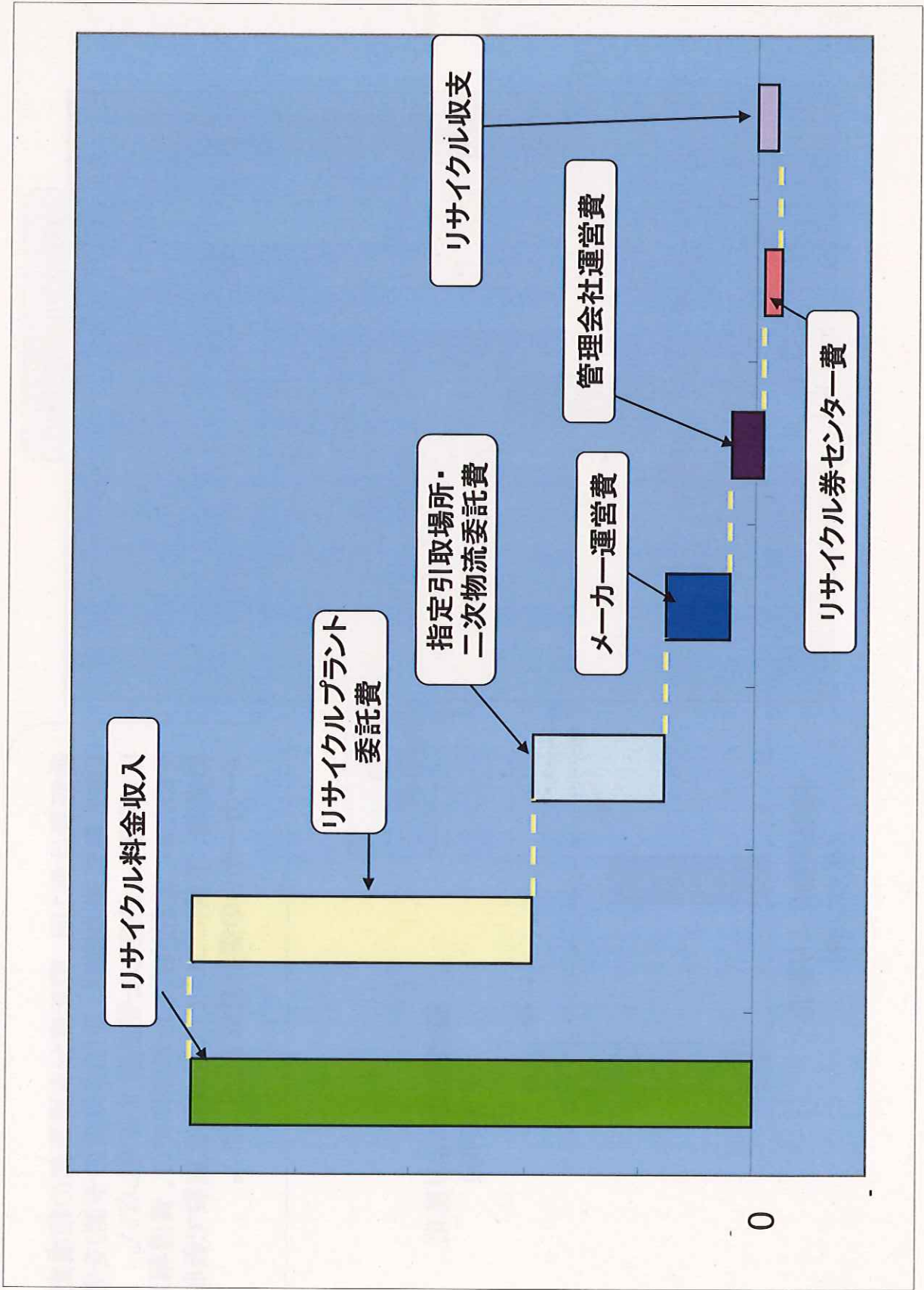
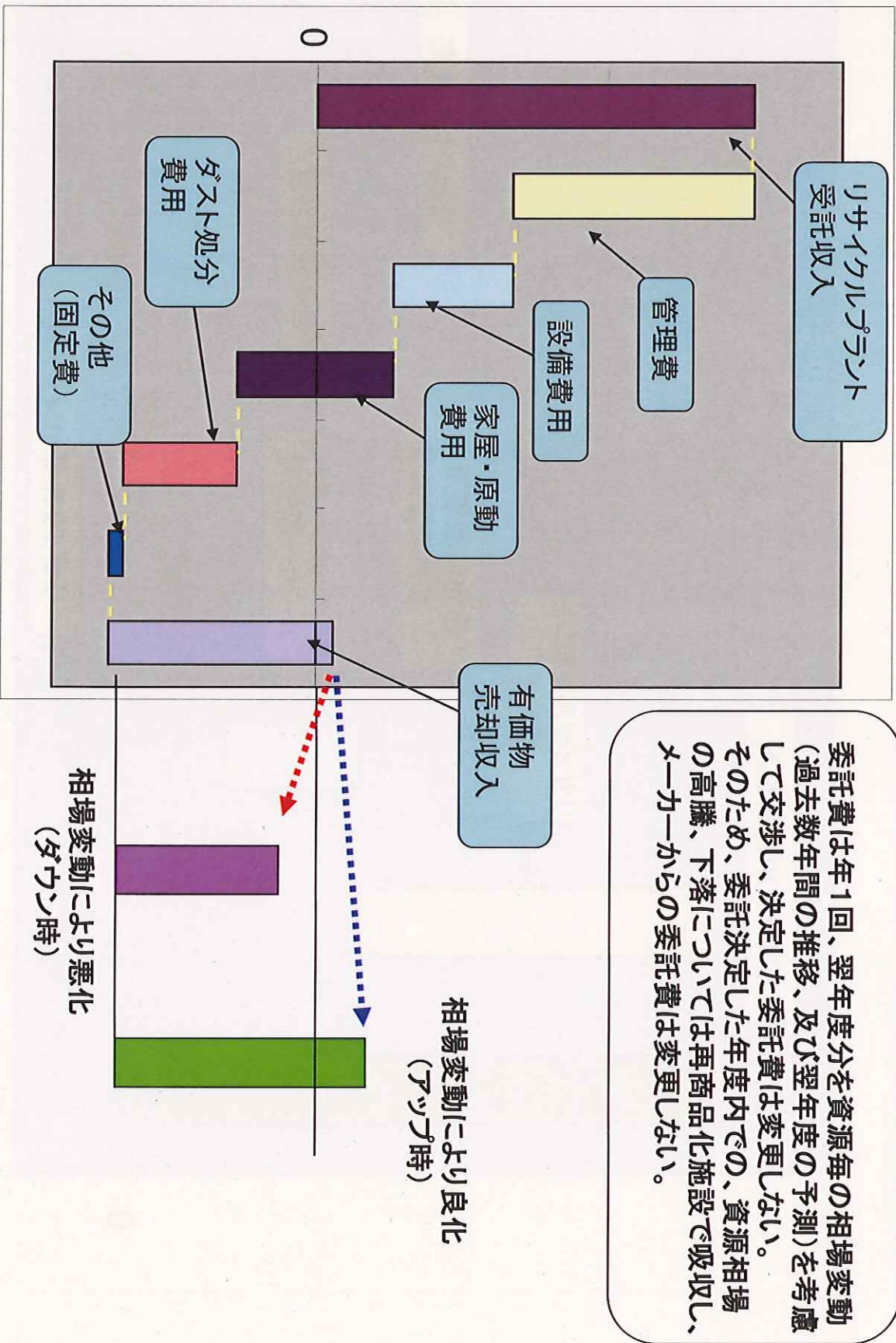


図3

ある再商品化施設でのリサイクル収支(例)



委託費は年1回、翌年度分を資源毎の相場変動(過去数年間の推移、及び翌年度の予測)を考慮して交渉し、決定した委託費は変更しない。そのため、委託決定した年度内での、資源相場の高騰、下落については再商品化施設で吸収し、メーカーからの委託費は変更しない。

図4

最近の資源相場

